

(介護予防) 認知症対応型通所介護 共用型  
デイサービス やかた

重要事項説明書

## 1 (介護予防) 認知症対応型通所介護サービスを提供する事業者について

事業主体（法人名）	コンフォートライフ 合同会社
法人の種類	合同会社
代表者（役職名及び氏名）	代表社員 松田 宇善
法人所在地	〒026-0024 釜石市大町3丁目9番16号
電話番号及びFAX番号	電話 0193-31-3301 FAX 0193-31-3302
Eメールアドレス	yakata.home@image.ocn.ne.jp
設立年月日	平成28年5月1日

## 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービス やかた
介護保険指定事業者番号	0391100120
事業所所在地	〒026-0024 釜石市大町第3地割第9番地16号
電話番号及びFAX番号	電話 0193-31-3301 FAX 0193-31-3302
通常の事業の実施地域	釜石市全域
利用定員	1日3名

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	<p>コンフォートライフ合同会社が設置運営するデイサービスやかた（以下「事業所」という。）が行う共用型認知症対応型通所介護事業〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定認知症対応型通所介護（以下「介護サービス」という。）の提供に当たる者（以下「職員」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕にある利用者に対し、適切な共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕を提供することを目的とする。</p>
運営方針	<p>1 共用型指定認知症対応型通所介護の提供にあたって、認知症を伴い要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。</p> <p>共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたって、認知症を伴い要支援状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持及び向上並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。</p> <p>2 利用者の要介護〔要支援〕状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護〔要支援〕状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。</p> <p>3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p>

	<p>4 事業の実施に当たっては、釜石市その他利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービスサービス事業者、保健医療サービスサービス及び福祉サービスサービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。</p> <p>5 共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者〔介護予防支援事業者〕へ情報の提供を行う。</p>
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前9時から午後4時まで

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	午前7時から午後7時30分まで
延長サービス提供時間	午前7時15分から午後7時15分まで

(5) 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名	—	管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
介護職員	3名	4名	介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防) 認知症対応型通所介護計画の作成	<p>①利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、介護サービスを開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に認知症対応型通所介護計画を作成する。また、すでに介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った認知症対応型通所介護計画を作成する。</p> <p>②認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対して当該計画の内容を説明し同意を得る。</p> <p>③利用者に対し、認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。</p>
利用者居宅への送迎	<p>利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>

介 護	利用者の状況に応じ移動・入浴・排せつ・食事等生活全般に係わる適切な介助を行うとともに、自立への援助も行ないます。
入 浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。
食 事	食事の提供及び介助を行ないます。身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。
生活指導	日常生活に関することなどについて相談・援助を行ないます。
機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練（日常生活動作を通じた訓練やレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練）を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
若年性認知症利用者受入	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

(2) (介護予防) 認知症対応型通所介護従業者の禁止行為

(介護予防) 認知症対応型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

1日当り	7時間以上 9時間未満	
	利用料	利用者負担額
要支援1	4,690円	469円
要支援2	4,960円	496円
要介護1	5,060円	506円
要介護2	5,240円	524円
要介護3	5,420円	542円
要介護4	5,600円	560円
要介護5	5,790円	579円

※日割り計算による場合とは、月途中で要介護から要支援となった場合、要支援から要介護に変更となった場合、同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合など。

(4) 加算

	利用料	利用者負担額	算定回数
入浴介助加算	500円	50円	一日につき
若年性認知症利用者受入加算	600円	60円	一日につき
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 68/1000	左記の1割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）

※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び（介護予防）認知症対応型通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る（介護予防）認知症対応型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに（介護予防）認知症対応型通所介護計画の見直しを行いません。

※利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。

※9時間以上のサービス提供を行う場合で、その提供の前後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合は、延長加算として下記利用料が追加されます。

通算時間が9時間以上10時間未満の場合、利用料500円（利用者負担50円）

10時間以上11時間未満の場合、利用料1,000円（利用者負担100円）

11時間以上12時間未満の場合、利用料1,500円（利用者負担150円）

12時間以上13時間未満の場合、利用料2,000円（利用者負担200円）

13時間以上14時間未満の場合、利用料2,500円（利用者負担250円）

※当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、1日に付き利用料が940円（利用者負担額94円）減算されます。

同一の建物とは、指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物をいいます。

※利用者に対し、その居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合（ご家族が送迎される場合等）は、片道につき470円（利用者負担47円）減額されます。

※月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び（介護予防）認知症対応型通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

#### 4 その他の費用について

①送迎(交通)費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。
②食事の提供に要する費用	昼食600円・・・おやつ代を含む (延長利用の場合 朝食400円、夕食500円)
③おむつ代	実費を徴収いたします。
④特別行事費	行事に係る相当な費用
⑤延長利用料金	前項3(3)参照
⑥その他	日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

## 5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

### その他の費用の請求及び支払い方法について

請求方法	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月上旬に利用者様あてにお届けします。
支払い方法	請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ア) 自動口座引き落とし イ) 事業者指定口座への振り込み ウ) 事業所での現金支払い <b>【事業者指定口座振り込みの場合】</b> 岩手銀行 釜石支店 普通預金 口座番号 204505 口座名義 松田 宇善 (マツダ タカヨシ) お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 サービスの提供にあたって

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ③ 利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- ④ サービス提供は「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ⑤ （介護予防）認知症対応型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li></ol>
個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li><li>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、</li></ol>

	<p>善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	--

## 10 緊急時・事故などの対応方法について

緊急時・事故などにおける対応方法について	<p>1 共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。</p>
----------------------	---

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地および電話番号	TEL
緊急連絡先	①氏名(続柄)	続柄
	住所および電話番号	TEL
	②氏名(続柄)	続柄
	住所および電話番号	TEL

市町村	市町村名	釜石市
	担当部・課名	高齢介護福祉課
	電話番号	0193-22-0178
居宅事業者	事業所名	
	所在地	
	担当介護支援専門員	
	電話番号	



## 11 心身の状況の把握

指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 介護サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身状況、その置かれている環境、他の保健医療福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- ② 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法、内容の変更希望があった場合、当該利用者に係る介護予防支援事業所に連絡するとともに、密接な連携に努める。
- ③ 正当な理由無く介護予防サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対してサービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る介護予防支援事業所と連携し、必要な措置を講ずる。

## 13 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 14 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

## 15 衛生管理等

- ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- ② 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

## 16 サービス提供に関する相談、苦情について

【事業者窓口】	担当者 松田 宇善 連絡先 0193-31-3301
【市町村（保険者）窓口】	釜石市地域包括支援センター 連絡先 0193-22-2620 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）
【公的団体窓口】	岩手県国保連合会介護保険課分室 連絡先 019-604-6700 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

上記内容について、「指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」第 83 条及び「指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例」第 14 条の規定に基づき利用者に説明を行いました。

事業所 所在地 釜石市大町 3 丁目 9 番 1 6 号  
名 称 デイサービス やかた

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により、事業者から共用型（介護予防）認知症対応型通所介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印